

1	0	年	保	存
機	密	性	2	
令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで				

基補発 1225 第 1 号
令和 5 年 12 月 25 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の
労災認定実務要領の一部改正について

複数業務要因災害の労災認定に当たっては、令和2年8月27日付け基補発0827第1号「複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領について」により迅速・適正な事務処理を図ってきたところであるが、今般、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」が施行されたこと等に伴い、標記要領を別紙新旧対照表のとおり改正したことから、これに基づき適切に対応されたい。

○「複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領」（令和2年8月27日付け基補発0827第1号）新旧対照表

改正後	改正前
第1 はじめに (略) これを受けて、平成13年12月12日付け基発1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（その後、令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」に改正された。以下「脳心認定基準」という。）及び平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（その後、令和5年9月1日付け基発0901第2号「<u>心理的負荷による精神障害の認定基準について</u>」に改正された。以下「精神認定基準」という。）については、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」及び「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」における意見聴取の内容を踏まえ、令和2年8月21日付けで改正されたところである。 (略) 第2～第3 (略) 第4 複数業務要因災害に該当するか否かの判断 1 (略)	第1 はじめに (略) これを受けて、平成13年12月12日付け基発1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（その後、令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」に改正された。以下「脳心認定基準」という。）及び平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「精神認定基準」という。）については、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」及び「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」における意見聴取の内容を踏まえ、令和2年8月21日付けで改正されたところである。 (略) 第2～第3 (略) 第4 複数業務要因災害に該当するか否かの判断 1 (略)

2 精神障害

(略)

(1) 出来事が複数ある場合の取扱い

ア 具体的出来事への当てはめ

(略)

例えば、A社で「達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった」、B社で「顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた」に該当する事実が認められた場合は、それぞれを別表1の具体的出来事に当てはめ、出来事が複数ある場合の全体の総合的な評価を行うこととなる。また、A社とB社のそれぞれで上司とのトラブルが認められた場合についても、それぞれを別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ、出来事が複数ある場合の全体の総合的な評価を行うこと。

イ 複数の出来事の関連性

複数の出来事の全体の総合的な評価については、いずれの出来事でも単独では「強」の評価とならない場合には、それらの複数の出来事について、関連して生じているのか、関連なく生じているのかを判断した上で行うこととなる。

その際、異なる事業における出来事が関連して生じることとはまれであることから、原則として、精神認定基準第4の2(3)イ①(関連しない複数の出来事が生じている場合の全体の総合的な評価)により、それらの出来事が生

2 精神障害

(略)

(1) 出来事が複数ある場合の取扱い

ア 具体的出来事への当てはめ

(略)

例えば、A社で「達成困難なノルマが課された」、B社で「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当する事実が認められた場合は、それぞれを別表1の具体的出来事に当てはめ、出来事が複数ある場合の全体評価を行うこととなる。また、A社とB社のそれぞれで上司とのトラブルが認められた場合についても、それぞれを別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ、出来事が複数ある場合の全体評価を行うこと。

イ 複数の出来事の関連性

複数の出来事の全体評価については、いずれの出来事でも単独では「強」の評価とならない場合には、それらの複数の出来事について、関連して生じているのか、関連なく生じているのかを判断した上で行うこととなる。

その際、異なる事業における出来事が関連して生じることとはまれであることから、原則として、精神認定基準第4の2(3)イ②(関連しない複数の出来事が生じている場合の全体評価)により、それらの出来事の数、各出来事の内

じた時期の近接の程度、各出来事と発病との時間的な近接の程度、各出来事の継続期間、各出来事の内容、出来事の数等を基に、その全体の総合的な心理的負荷の強度を評価する。ただし、例えば、A社の紹介でB社において就労することとなり、B社の仕事のミスがA社の上司とのトラブルに発展した場合など、異なる事業における出来事が関連して生じる場合もあることに留意すること。

(2) 労働時間及び労働日数の取扱い

上記(1)にかかわらず、心理的負荷を評価する際、異なる事業における労働時間、労働日数は、それぞれ通算する。

具体的には、異なる事業における労働時間を通算し、週40時間を超える労働時間数を時間外労働として評価した上で、別表1の特別な出来事「極度の長時間労働」又は具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」若しくは「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」への当てはめを検討する。また、同様に、「恒常的長時間労働」が認められる場合か否かを判断する。

労働日数についても、異なる事業における労働日を通算し、別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った」への当てはめを検討する。

(3) 評価の留意点

上記(1)及び(2)に基づく判断に当たっては、二以上の事業で労働することによる個別の状況を十分勘案して、心理

容、各出来事の時間的な近接の程度を基に、その全体的な心理的負荷の強度を評価する。ただし、例えば、A社の紹介でB社において就労することとなり、B社の仕事のミスがA社の上司とのトラブルに発展した場合など、異なる事業における出来事が関連して生じる場合もあることに留意すること。

(2) 労働時間及び労働日数の取扱い

上記(1)にかかわらず、心理的負荷を評価する際、異なる事業における労働時間、労働日数は、それぞれ通算する。

具体的には、異なる事業における労働時間を通算し、週40時間を超える労働時間数を時間外労働として評価した上で、別表1の特別な出来事「極度の長時間労働」又は具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」若しくは「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」への当てはめを検討する。また、同様に、「恒常的長時間労働」が認められる場合か否かを判断する。

労働日数についても、異なる事業における労働日を通算し、別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」への当てはめを検討する。

(3) 全体評価等の留意点

上記(1)及び(2)に基づく判断に当たっては、二以上の事業で労働することによる個別の状況を十分勘案して、心理

的負荷の強度を全体的に評価する。

なお、二以上の事業で労働することによる個別の状況とは、それぞれの事業における職場の支援等の心理的負荷の緩和要因のほか、二以上の事業における就業に至った事情、労働時間の設定の経緯（裁量性の状況）等が考えられる。

(4) (略)

3 (略)

第5 複数業務要因災害としての脳・心臓疾患の調査要領等

1 調査要領

(略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 調査における確認事項

(略)

イ 事業場関係者からの確認事項

請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に提出を求める資料は、一の事業に係る業務災害の調査において収集する資料と同じである。具体的な調査事項は、脳心実務要領の第2部第2の3(2)を参考にすること。

副業先に提出を求める資料は、労働時間以外の負荷要因がない場合であっても、少なくとも複数事業労働者の該当性、労働時間、賃金について調査する必要があることから、調査に当たっては発症前おおむね6か月間に係る以下の資料を収

的負荷の強度を全体的に評価する。

なお、二以上の事業で労働することによる個別の状況とは、それぞれの事業における職場の支援等の心理的負荷の緩和要因のほか、二以上の事業における就業に至った事情、労働時間の設定の経緯（裁量性の状況）等が考えられる。

(4) (略)

3 (略)

第5 複数業務要因災害としての脳・心臓疾患の調査要領等

1 調査要領

(略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 調査における確認事項

(略)

イ 事業場関係者からの確認事項

請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に提出を求める資料は、一の事業に係る業務災害の調査において収集する資料と同じである。具体的な調査事項は、脳心実務要領の第2部第2の3(2)を参考にすること。

副業先に提出を求める資料は、労働時間以外の負荷要因がない場合であっても、少なくとも複数事業労働者の該当性、労働時間、賃金について調査する必要があることから、調査に当たっては発症前おおむね6か月間に係る以下の資料を収

集すること。

- ① 会社概要、組織図（人員配置図）、就業規則、時間外及び休日労働に関する協定書、その他労使協定書等の事業場に関する資料
- ② 労働者名簿、採用時の履歴書、労働条件通知書（雇入通知書）、採用時の履歴書、人事記録（社内履歴、人事考課、勤務評定等）、複数就業していることについての使用者の認識が分かるもの（兼業届等）等の複数事業労働者に関する資料
- ③ 出勤簿、タイムカード、作業日報、副業先の労働時間数の申告の有無及び申告している労働時間数等の労働時間に関する資料
- ④ 賃金台帳、給与明細等の賃金に関する資料

なお、労働時間以外の負荷要因が確認される場合には、これらの他に負荷要因の評価の際に参考となる資料を収集すること。

事業場での労働時間の把握等については、必要に応じて関係者から聴取等すること。具体的な調査事項は、脳心実務要領の第2部第2の3（2）を参考にする。

事業主、同僚等、発症時の目撃者又は第一発見者への確認事項は、一の事業で勤務している場合も複数就業している場合でも同じであり、複数就業先の関係者に必要に応じて聴取すること。

集すること。

- ① 会社概要、組織図、就業規則等の事業場に関する資料
- ② 社内履歴書、採用時の履歴書、労働条件通知書（雇入通知書）、複数就業していることについての使用者の認識等複数事業労働者に関する資料
- ③ 出勤簿、タイムカード、作業日報、副業先の労働時間数の申告の有無及び申告している労働時間数等の労働時間に関する資料
- ④ 賃金台帳、給与明細等の賃金に関する資料

なお、労働時間以外の負荷要因が確認される場合には、これらの他に負荷要因の評価の際に参考となる資料を収集すること。

事業場での労働時間の把握等については、必要に応じて関係者から聴取すること。具体的な調査事項は、脳心実務要領の第2部第2の3（2）を参考にする。

事業主、同僚等、発症時の目撃者又は第一発見者への確認事項は、一の事業で勤務している場合も複数就業している場合でも同じであり、複数就業先の関係者に必要に応じて聴取すること。

調査の過程で複数事業労働者であることが判明した場合、速やかに、副業先に関しても、資料の収集、聴取等の調査を実施すること。

調査の過程で複数事業労働者であることが判明した場合、速やかに、副業先に関しても、資料の収集、聴取等の調査を実施すること。

ウ 請求人及び事業場関係者以外からの確認事項

主治医、全国健康保険協会（又は健康保険組合）、消防署、警察署、産業医等から収集する資料は、一の事業に係る業務災害の調査において収集していた資料と同じであること。

（４）～（６）（略）

（７）決定通知書の作成及び送付

（略）決定通知書の作成及び発送に係る詳細については、令和５年２月２４日付け基保発 0224 第 7 号「複数事業労働者に係る機械処理について」（以下「業務課長通達」という。）の 3 のとおり。

（略）

2 質疑応答集

問 1 ～問 8 （略）

問 9 複数業務要因災害において、複数の事業場の労働時間を通算して業務の過重性を判断した場合に、給付基礎日額の算定はどのようなになるか。

（答）

複数事業労働者の複数業務要因災害の判断に当たっては、異なる

ウ 請求人及び事業場関係者以外からの確認事項

主治医、協会けんぽ（又は健康保険組合）、消防署、警察署、産業医等から収集する資料は、一の事業に係る業務災害の調査において収集していた資料と同じであること。

（４）～（６）（略）

（７）決定通知書の作成及び送付

（略）決定通知書の作成及び発送に係る詳細については、令和 2 年 8 月 21 日付け基保発 0821 第 1 号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う労働基準行政システム労災サブシステムの改修について」（以下「業務課長通達」という。）の 3 （２）のとおり。

（略）

2 質疑応答集

問 1 ～問 8 （略）

事業場における労働時間を通算して業務による負荷を評価する。

労働基準法（以下「法」という。）第38条第1項では、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定している。

給付基礎日額の算定に当たって労働時間を通算した上で割増賃金を計算するかは、令和2年9月1日付け基発第0901第3号「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」（以下「局長通達」という。）に基づき判断すること。

局長通達では、「法第38条第1項の規定による労働時間の通算は、自らの事業場における労働時間と労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間とを通算することによって行うこと。労働者からの申告等がなかった場合には労働時間の通算は要せず、また、労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間が事実と異なっていた場合でも労働者からの申告等により把握した労働時間によって通算していれば足りること。」としている。

したがって、使用者が、複数の事業場で被災労働者が労働していた事実を認識していない場合等、複数業務要因災害における業務の過重性の判断においては、労働時間を通算して評価するが、労働時間法制の観点（つまりは、給付基礎日額の算定の観点）からは労働時間を通算しない結果、複数の事業場の労働時間を通算した割増賃金が生じないというようなことがあり得ることに留意すること。

3 調査・取りまとめ様式 (別添1のとおり) 4 調査・取りまとめ様式記載例 (別添2のとおり) 第6 複数業務要因災害としての精神障害の調査要領等 1 調査要領 複数事業労働者に係る請求書の受付と進行管理、調査の実施、医学意見の収集に当たっては、次の点に留意した上で、<u>令和5年11月10日付け基補発1110第3号</u>により発出した「精神障害の労災認定実務要領」本編（以下「精神実務要領」という。）の<u>Ⅱの第1から第3に基づき適切に事務処理を行うこと。</u> なお、本取扱いは、令和2年9月1日以降を発病日又は症状固定日（障害）、死亡日（遺族）とする事案が対象となるものであること。 (1) 事前相談 (略) 迅速かつ効率的な調査を行うため、申立書を請求に併せて提出するように依頼すること。申立書の記載は、①請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に係る事項は精神実務要領の<u>Ⅲの様式3に</u>、②副業先に係る事項はその事業場の数に応じた複災精神様式3に、それぞれ記載するよう依頼すること。 (略)	3 調査・取りまとめ様式 4 調査・取りまとめ様式記載例 第6 複数業務要因災害としての精神障害の調査要領等 1 調査要領 複数事業労働者に係る請求書の受付と進行管理、調査の実施、医学意見の収集に当たっては、次の点に留意した上で、<u>令和2年6月11日付け基補発0611第1号</u>により発出した「精神障害の労災認定実務要領」（以下「精神実務要領」という。）の第1から第3に基づき適切に事務処理を行うこと。 なお、本取扱いは、令和2年9月1日以降を発病日又は症状固定日（障害）、死亡日（遺族）とする事案が対象となるものであること。 (1) 事前相談 (略) 迅速かつ効率的な調査を行うため、申立書を請求に併せて提出するように依頼すること。申立書の記載は、①請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に係る事項は精神実務要領の様式3に、②副業先に係る事項はその事業場の数に応じた複災精神様式3に、それぞれ記載するよう依頼すること。 (略)
--	---

(2) (略)

(3) 調査における確認事項
(略)

ア 請求人からの確認事項

請求書を受付した後は、遅滞なく心身の変調が出現したと主張する発病前おおむね6か月の間の複数就業の有無を確認すること。また、事務処理要領の別紙1を参考に、複数事業労働者に該当するか判断すること。

複数事業労働者と判断された者については、複数就業先が複数就業の事実を知っているか否かを調査開始時に確認し、請求人の同意を得た上で、複数就業先に対する調査を行うこと。また、調査の過程で複数就業の事実を知らない事業場に対し複数就業の事実を告げるときは、請求人の同意を得ること。

事前相談なく請求書が提出された場合には、請求人に申立書を併せて提出するように依頼すること。申立書の記載は、①請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に係る事項は精神実務要領のⅢの様式3に、②副業先に係る事項はその事業場の数に応じた複災精神様式3に、それぞれ記載するよう依頼すること。また、副業先で業務による心理的負荷を受けた出来事の有無を確認し、出来事がなかったとしても副業先の名称、所在地、所定労働時間等に関する項目については記載を求め確認すること。

(2) (略)

(3) 調査における確認事項
(略)

ア 請求人からの確認事項

請求書を受付した後は、遅滞なく心身の変調が出現したと主張する発病前おおむね6か月の間の複数就業の有無を確認すること。また、事務処理要領の別紙1を参考に、複数事業労働者に該当するか判断すること。

複数事業労働者と判断された者については、複数就業先が複数就業の事実を知っているか否かを調査開始時に確認し、調査の過程で複数就業の事実を知らない事業場に対し複数就業の事実を告げるときは、請求人の同意を得ること。

事前相談なく請求書が提出された場合には、精神実務要領の様式3(申立書)の提出のほかに、複災精神様式3の申立書の提出を求めること。また、副業先で業務による心理的負荷を受けた出来事の有無を確認し、出来事がなかったとしても副業先の名称、所在地、所定労働時間等に関する項目については記載を求め確認すること。

請求人聴取の際は、精神実務要領第2の3の(1)による確認事項(心身の症状、各具体的出来事の詳細、個体側要因等)のほかに、必ず複数就業に至った経緯、理由、複数就業による職場の支援や個別の状況等を聴取すること。

請求人からの聴取等に当たっては、精神実務要領のⅡの第2の3の（1）による確認事項（心身の症状、各具体的出来事の詳細、個体側要因等）のほかに、複数就業に至った経緯、理由、複数就業による職場の支援や個別の状況等を確認すること。

調査の開始時において、請求人が複数事業労働者に該当するか不明な場合は、調査を行う過程で複数事業労働者に該当するか確認すること。

イ 主たる負荷を受けたと主張する事業場の関係者からの確認事項

請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場からの確認事項は、一の事業に係る業務災害の調査におけるものと同じである。具体的な確認事項は、精神実務要領のⅡの第2の3の（3）によること。

なお、主たる負荷を受けたと主張する事業場の関係者から聴取等を行う際に、副業先の就業状況などの情報を伝えなければならない場合は、請求人から同意を得た上で行うこと。

ウ 副業先の関係者からの確認事項

副業先へは、請求人の同意を得た上で、業務による心理的負荷を受けた出来事がなかったとしても、少なくとも複数事業労働者の該当性、労働時間、賃金について調査する必要があることから、発病前おおむね6か月の間に係る以下の資料を収集するなどにより、就業の経緯、採用理由、複数就業につ

イ 主たる負荷を受けたと主張する事業場の関係者からの確認事項

・精神実務要領記第2の3の（3）によること。

・主たる負荷を受けたと主張する事業場の関係者から聴取を行う際に、副業先の就業状況などの情報を伝えなければならない場合は、請求人から同意を得た上で行うこと。

ウ 副業先の関係者からの確認事項

副業先へは、請求人の同意を得た上で業務による心理的負荷を受けた出来事がなかったとしても、発病前おおむね6か月の間に係る以下の資料を収集し、就業の経緯、採用理由、就業に当たった状況や支援、配慮等を関係者から聴取すること。

いての使用者の認識や副業先の労働時間の把握状況、就業に当たっての状況や支援、配慮等についても関係者から確認すること。

・会社概要、組織図（人員配置図）、就業規則、時間外及び休日労働に関する協定書、その他労使協定書等の事業場に関する資料

・労働者名簿、労働条件通知書（雇入通知書）、採用時の履歴書、人事記録（社内履歴、人事考課、勤務評定等）等の労働者に関する資料、複数就業していることについての使用者の認識が分かるもの（兼業届等）等の複数事業労働者に関する資料

・出勤簿、タイムカード、ICカード、副業先の労働時間数の申告の有無及び申告している労働時間数等の労働時間に関する資料

・パソコンのログ記録、作業日報等の作業時間や作業量、作業内容を確認できる資料

・賃金台帳等の賃金に関する資料

・健康診断個人票、長時間労働者・高ストレス者に対する医師による面接指導の記録、産業医面談記録等

なお、心理的負荷を受けた出来事が確認される場合は、その出来事の事実認定の際に参考となる資料（社内調査書、社内メール等）を収集し、精神実務要領のⅡの第2の3の（3）による関係者からの聴取を行うこと。

・会社概要、組織図、就業規則等の事業場に関する資料

・社内履歴書、採用時の履歴書、労働条件通知書（雇入通知書）、複数就業していることについての使用者の認識等の複数事業労働者に関する資料

・出勤簿、タイムカード、作業日報、副業先の労働時間数の申告の有無及び申告している労働時間数等の労働時間に関する資料

・賃金台帳、給与明細等の賃金に関する資料

なお、心理的負荷を受けた出来事が確認される場合は、その出来事の事実認定の際に参考となる資料（社内調査書、社内メール等）を収集し、精神実務要領第2の3の（3）による関係者からの聴取を行うこと。

エ その他の関係資料

主治医等から収集する資料は、一の事業に係る業務災害の調査において収集していた資料と同じであること。各資料提出依頼等（各関係機関から収集する資料、主治医意見書など）は随時遅滞なく行うこと。

(4) 調査結果の取りまとめ方法

調査を進める過程で、一の事業の出来事で明確に心理的負荷の強度が「強」であり、主治医意見をもって業務上と判断される事案については、精神実務要領のⅢの様式1「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」を作成し、業務災害として決定すること。

上記に該当しない事案は、複数業務要因災害の調査として、複災精神様式2-1「精神障害事案に係る医学意見の依頼について（伺い）」に複災精神様式2-2「依頼事項」及び複災精神様式1「複数業務要因災害等に係る業務起因性判断のための調査復命書（精神障害）」を活用して取りまとめた調査資料等を添付して専門医意見又は専門部会意見を徴すること。

専門医意見又は専門部会意見の結果、一の事業の出来事で心理的負荷の強度が「強」と認められ業務上と判断される事案については、精神実務要領のⅢの様式1「複数業務要因災害等に係る調査復命書（精神障害）」を作成し決定すること。

専門医意見又は専門部会意見の結果、一の事業の出来事では心理的負荷の強度が「強」と認められず、業務災害としては不支

エ その他の関係資料

各資料提出依頼等（各関係機関から収集する資料、主治医意見書など）は随時遅滞なく行うこと。

(4) 調査結果の取りまとめ方法

調査を進める過程で、一の事業の出来事で明確に心理的負荷の強度が「強」であり、主治医意見をもって業務上と判断される事案については、精神実務要領の様式2「医学意見の要否等に係る調査復命書」を作成し、業務災害として決定すること。

上記に該当しない事案は、複数業務要因災害の調査として、複災精神様式2「医学意見の要否等に係る調査復命書」を作成し、専門医意見又は専門部会意見を徴すること。

専門医意見又は専門部会意見の結果、一の事業の出来事で心理的負荷の強度が「強」と認められ業務上と判断される事案については、精神実務要領の様式1「複数業務要因災害等に係る調査復命書（精神障害）」を作成し決定すること。

専門医意見又は専門部会意見の結果、一の事業の出来事では心理的負荷の強度が「強」と認められず、業務災害としては不支給となる事案については、複数業務要因災害として支給・不支給いずれの場合も複災精神様式1「精神障害に係る複数業務要因災害の該当性判断のための調査復命書」を作成し決

給となる事案については、複数業務要因災害として支給・不支給いずれの場合も複災精神様式1「複数業務要因災害等に係る精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」を作成し決定すること。

なお、複災精神様式1及び複災精神様式2－2別紙の作成に当たっては、以下の点について留意すること。

- ・複災精神様式1は業務災害とともに複数業務要因災害に係る保険給付について復命する構成となっており、業務災害に当たらないとの評価をしてから複数業務要因災害の評価をする形となっている。

- ・心身の症状、業務以外の出来事、個体側要因等については、共通事項として作成すること。

- ・一の事業では評価しない出来事であっても、複数業務では検討を要する出来事（労働時間や労働日数を通算した出来事）は複災精神様式1の3－2「複数業務要因での心理的負荷の有無及びその内容」を作成し事実認定すること。

- ・総合評価については、一の事業ごとの頁と複数業務としての頁に分かれているため、各々作成し評価すること。

- ・複数業務要因災害としての具体的出来事の評価については、二以上の事業における負荷を評価した出来事か否かを明確にし、職場の支援等の心理的負荷の緩和要因をはじめ、二以上の事業で労働することによる個別の状況を十分に勘案し、最終的に複数事業場の複数の出来事の全体評価をすること。

定すること。

なお、複災精神様式1及び複災精神様式2の作成に当たっては、以下の点について留意すること。

- ・当該各様式は業務災害とともに複数業務要因災害に係る保険給付について復命する構成となっており、業務災害に当たらないとの評価をしてから複数業務要因災害の評価をする形となっている。

- ・心身の症状、業務以外の出来事、個体側要因等については、共通事項として作成すること。

- ・一の事業では評価しない出来事であっても、複数業務では検討を要する出来事（労働時間や労働日数を通算した出来事）は当該各様式の3－2「複数業務要因での心理的負荷の有無及びその内容」を作成し事実認定すること。

- ・総合評価については、一の事業ごとの頁と複数業務としての頁に分かれているため、各々作成し評価すること。

- ・複数業務要因災害としての具体的出来事の評価については、二以上の事業における負荷を評価した出来事か否かを明確にし、職場の支援等の心理的負荷の緩和要因をはじめ、二以上の事業で労働することによる個別の状況を十分に勘案し、最終的に複数事業場の複数の出来事の全体評価をすること。

- ・複災精神様式1の総合判断は、業務災害及び複数業務要因災害に係る保険給付の両判断を記載すること。（業務災害は不支給の判断となる。）

・複災精神様式1の総合判断は、業務災害及び複数業務要因災害に係る保険給付の両判断を記載すること。(業務災害は不支給の判断となる。)

・複災精神様式2-2別紙の署の見解は、業務災害及び複数業務要因災害の両見解を記載すること。(業務災害は一般に不支給又は不明の見解となる。なお、署の見解が業務災害について業務上であるが主治医意見に補足が必要として専門医意見を求める事案にあっては、上記にかかわらず、精神実務要領のⅢの様式2「精神障害事案に係る医学意見の依頼について(伺い)」等により専門医意見を求めても差し支えない。)

・複数就業先が3以上の場合、当該各様式の一の事業に係る項目及び頁を適宜修正して様式を使用すること。

(5) 医学意見

ア 専門医意見による判断

専門医意見による判断は、原則として精神実務要領のⅡの第3の1の(2)によるものであるが、業務災害及び複数業務要因災害の両方が当該要件に合致する場合、又は、業務災害が当該要件に合致し、複数業務要因災害は「強」に該当することが明らかな場合であること。

イ 専門部会意見による判断

専門部会意見による判断は、原則として精神実務要領のⅡの第3の1の(3)によるものであるが、業務災害又は複数業務要因災害のいずれか一方が当該要件に合致した場合である

・複災精神様式2の署の見解は、業務災害及び複数業務要因災害の両見解を記載すること。(業務災害は不支給の見解となる。)

・複数就業先が3以上の場合、複災精神様式1及び2の一の事業に係る項目及び頁を適宜修正して様式を使用すること。

(5) 医学意見

ア 専門医意見による判断

専門医意見による判断は、原則として精神実務要領の第3の1の(2)によるものであるが、業務災害及び複数業務要因災害の両方が当該要件に合致する場合であること。又は、業務災害が当該要件に合致し、複数業務要因災害は「強」に該当することが明らかな場合であること。

イ 専門部会意見による判断

専門部会意見による判断は、原則として精神実務要領の第3の1の(3)によるものであるが、業務災害又は複数業務要因災害のいずれか一方が当該要件に合致した場合であ

こと。すなわち、業務災害が専門医意見による判断の場合であっても、複数業務要因災害が専門部会意見による判断であれば、両者とも専門部会意見による判断となる。

ウ (略)

(6) 処分決定までの流れ等

決定までの流れ、決定通知書の作成及び送付、請求人への説明、給付基礎日額、機械処理、審査請求については、第5の1の(6)から(11)と同じである。

なお、「脳心実務要領」は「精神実務要領」と読み替える。

精神障害事案に係る複数業務要因災害に係る請求があった場合の調査・決定の流れ

(別添3のとおり)

2 質疑応答集

問1～問4 (略)

問5 具体的出来事の「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」については、個々の事業における出来事であるが、労働時間を通算して評価すべきかどうか。

(答)

具体的出来事の「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」について、評価の視点における時間外労働については、二以上の事業の労働時間を通算したものをを用いることとなる。

ること。すなわち、業務災害が専門医意見による判断の場合であっても、複数業務要因災害が専門部会意見による判断であれば、両者とも専門部会意見による判断となる。

ウ (略)

(6) 処分決定までの流れ等

決定までの流れ、決定通知書の作成及び送付、請求人への説明、給付基礎日額、機械処理、審査請求については、第5の(6)から(11)と同じである。

なお、「脳心実務要領」は「精神実務要領」と読み替える。

精神障害事案に係る複数業務要因災害に係る請求があった場合の調査・決定の流れ

2 質疑応答集

問1～問4 (略)

問5 具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」については、個々の事業における出来事であるが、労働時間を通算して評価すべきかどうか。

(答)

具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」について、評価の視点における時間外労働については、二以上の事業の労働時間を通算したものをを用いることとなる。

問6～問7 (略) 問8 職場の支援等の心理的負荷の緩和要因をはじめ、二以上の事業で労働することによる個別の状況を十分勘案して、心理的負荷の強度を全体的に評価するのか。また、具体的な評価の方法はどのようにすべきか。 (答) 問7の①でいう「緩和要因」については、一の事業場ごとの状況による緩和要因であるため、個々の具体的出来事の総合評価において勘案する。 問7の③でいう「労働時間の設定に関する自身の裁量等の状況」については、複数業務要因災害における労働時間等の通算をした具体的出来事の総合評価（恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価を含む）において勘案する。 問7の②でいう「緩和要因」については、複数業務要因災害における複数の出来事の<u>全体の総合的な評価</u>において勘案する。 問9 (略) 3 調査・取りまとめ様式 ☐ (別添4のとおり) 4 調査・取りまとめ様式記載例 (別添5のとおり)	問6～問7 (略) 問8 職場の支援等の心理的負荷の緩和要因をはじめ、二以上の事業で労働することによる個別の状況を十分勘案して、心理的負荷の強度を全体的に評価するのか。また、具体的な評価の方法はどのようにすべきか。 (答) 問7の①でいう「緩和要因」については、一の事業場ごとの状況による緩和要因であるため、個々の具体的出来事の総合評価において勘案する。 問7の③でいう「労働時間の設定に関する自身の裁量等の状況」については、複数業務要因災害における労働時間等の通算をした具体的出来事の総合評価（恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価を含む）において勘案する。 問7の②でいう「緩和要因」については、複数業務要因災害における複数の出来事の<u>全体評価</u>において勘案する。 問9 (略) 3 調査・取りまとめ様式 4 調査・取りまとめ様式記載例
--	--

【資料】

- 1 労働者災害補償保険法（抄）（昭和 22 年法律第 50 号）
- 2 労働者災害補償保険法施行規則（抄）（昭和 30 年労働省令第 22 号）
- 3 令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 号第 1 号（改正 令和 5 年 10 月 18 日付け基発 1018 第 1 号）「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」
- 4 令和 5 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 2 号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」
- 5 （略）

【資料】

- 1 労働者災害補償保険法（抄）（昭和 22 年法律第 50 号）
（最終改正：令和 2 年 3 月 31 日 令和 2 年法律第 14 号）
- 2 労働者災害補償保険法施行規則（抄）（昭和 30 年労働省令第 22 号）
（最終改正：令和 2 年 7 月 17 日 厚生労働省令第 141 号）
- 3 令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 号第 1 号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」
- 4 平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」
- 5 （略）

複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の
労災認定実務要領

令和2年8月

（改正：令和5年12月）

厚生労働省労働基準局補償課

複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領

【目次】

第1	はじめに	3
第2	複数業務要因災害の対象となる疾病の考え方	3
第3	複数業務要因災害と業務災害との関係	4
第4	複数業務要因災害に該当するか否かの判断	4
1	脳・心臓疾患	4
2	精神障害	5
3	その他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病	7
第5	複数業務要因災害としての脳・心臓疾患の調査要領等	9
1	調査要領	11
2	質疑応答集	21
3	調査・取りまとめ様式	27
4	調査・取りまとめ様式記載例	49
第6	複数業務要因災害としての精神障害の調査要領等	69
1	調査要領	71
2	質疑応答集	77
3	調査・取りまとめ様式	83
4	調査・取りまとめ様式記載例	113

【資料】

1	労働者災害補償保険法（抄）	141
2	労働者災害補償保険法施行規則（抄）	147
3	令和3年9月14日付け基発0914号第1号（改正 令和5年10月18日付け基発1018第1号）「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」	153
4	令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」	169
5	その他参考資料（複数事業労働者における労災保険給付に係る事務処理要領別紙）	189
・別紙1	複数事業労働者に類する者の事例	191
・別紙4	業務災害・複数業務要因災害の一括請求について	193
・別紙6	委嘱書様式	194
・別紙7	複数業務要因災害に係る決定等の委嘱について	195
・別紙8	業務災害・複数業務要因災害の調査・決定の流れ	196